

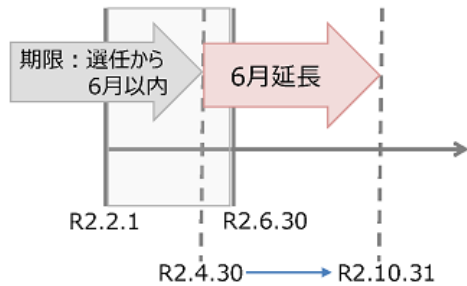
新型コロナウイルスの影響を踏まえ、法令に定める事務について方法を改める。

業務主任者	(猶予期間の延長) 選任後、講習を受けさせなければならない期間 (6月以内)が 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に終了する場合は、 期間が令和3年3月31日まで延長されます。
--------------	---

前回 (R2.3.17) の措置

対象：期限が**令和2年2月1日から
同年6月30日まで**に到来する場合

延長：上記期限から、**6カ月延長**



今回の措置

対象：期限が**令和2年2月1日から
令和3年3月31日まで**に到来する場合

延長：**令和3年3月31日まで延長**



参照条文：液化石油ガス法 規則第23条

LPガス供給設備点検 消費設備調査等 (認定販売事業者も含む)

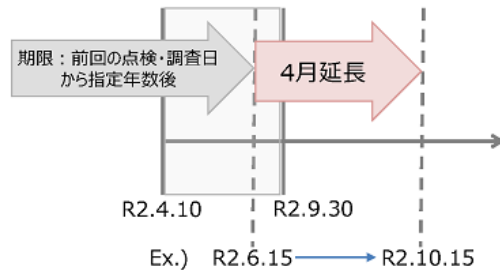
(猶予対象の追加)

左記の点検・調査期間が
令和2年10月1日～11月30日
の間に終了する場合は、
下記のとおり点検・調査期間を**4カ月延長**すること
が可能となります。

前回 (R2.4.10) の措置

対象：期限が**令和2年4月10日から
同年9月30日まで**に到来する場合

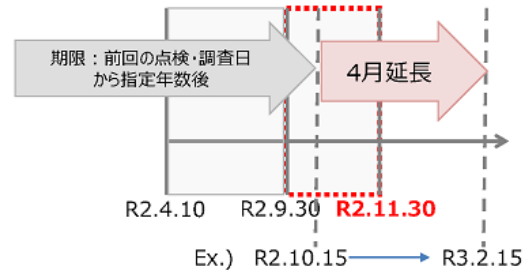
延長：上記期限から、**4カ月延長**



今回の措置

対象：期限が**令和2年10月1日から
同年11月30日まで**に到来する場合

延長：上記期限から、**4カ月延長**



参照条文：液化石油ガス法 規則第36条、第37条、第38条、第50条

認定販売事業者による LPガス保安確保機器 期限管理

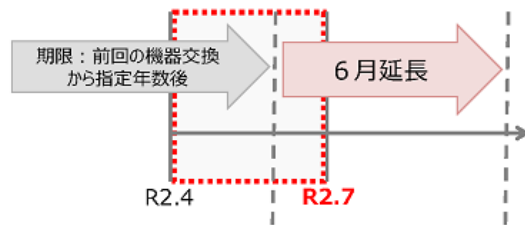
左記の管理期間が
令和2年4月～7月（ガスメーターの場合）
又は令和2年4月～11月（その他の機器の場合）
の間に終了する場合は、
下記のとおり管理期間を6ヵ月（ガスメーターの場合）
又は4ヶ月延長（その他の機器の場合）
することが可能となります。

今回の措置

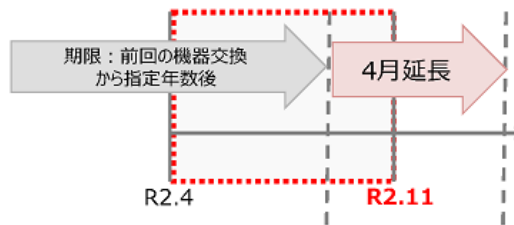
対象：（①ガスメーター） 期限が令和2年4月から同年7月までに到来する場合
（②その他の機器） 期限が令和2年4月から同年11月までに到来する場合

延長：上記期限から、（①ガスメーター） **6ヵ月延長**、（②その他の機器） **4ヵ月延長**

①ガスメーターの場合



②その他の保安確保機器の場合



参照条文：液化石油ガス法 認定販売事業者告示第5条

2. 主な改正の内容

（1）LPガス供給設備・消費設備の点検・調査の猶予措置

- 令和2年4月10日の省令一部改正・告示制定により、供給設備・消費設備の点検・調査及び周知について、令和2年4月10日から同年9月30日までに点検・調査期間を迎える場合には、その期限を4ヵ月延長したところ。

- 今般、延長先の点検・調査業務過多を回避するための措置として4カ月延長を可能とする対象期間を令和2年10月1日から同年11月30日までとする。
- なお認定販売事業者の点検・調査についても同様の措置を講ずることとする。

(2) 認定販売事業者の保安確保機器の期限管理の延長措置

- 現行法令上、認定販売事業者は認定対象消費者の供給設備及び消費設備に保安確保機器を設置することとしている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ガスメーターの期限管理においては令和2年4月から同年7月までに管理期間が終了するものについて6カ月、またその他の保安確保機器の期限管理においては令和2年4月から同年11月までに管理期間が終了するものについて4カ月それぞれ延長できることとする。




(3) 業務主任者の義務講習受講期限の再延長

- 令和2年3月17日の省令一部改正・告示制定により、業務主任者が選任後6月以内に受けさせなければならない義務講習について、令和2年2月1日から同年6月30日までに受講期限を迎える場合には、その期限を6カ月延長したところ。
- 今般、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに受講期限を迎える場合には、令和3年3月31日まで（令和2年度内）に受講すればよいものとする。

3. スケジュール

令和2年6月26日（金） 公布・施行

4. 参考

- [火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（PDF形式：87KB）](#) 
- [液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示の一部を改正する告示（PDF形式：65KB）](#) 
- [延長告示（PDF形式：74KB）](#) 
- [概要図（PDF形式：328KB）](#) 